

令和 2年 5月31日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

## 姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、水素社会の実現に向けた燃料電池自動車の普及促進を図り、地球温暖化対策に寄与するため、市内に水素ステーションを整備する者に対して、その整備に要する経費に対し補助金を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水素ステーション 燃料電池自動車に燃料として水素を供給するための施設で、定置式のものをいう。
- (2) 経済産業省補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）をいう。
- (3) 兵庫県補助金 兵庫県が行う燃料電池自動車用水素ステーション整備費補助事業の補助金をいう。

### (補助対象者)

第3条 姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、経済産業省補助金又は兵庫県補助金の交付決定を受け、市内に水素ステーションを整備する者（一部を整備する者を含む。）で

あって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規定（平成31年4月）」第5条の規定による補助対象経費及び兵庫県の燃料電池自動車用水素ステーション整備費補助事業事務処理要領に定める補助事業の対象となる経費とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から8,000万円、経済産業省補助金の交付決定を受けた額及び兵庫県補助金の交付決定を受けた額を差し引いた金額とし、5,000万円を上限とする。この場合において、一の水素ステーションについて、補助金の交付の対象となる者が複数あるときは、補助金は、それぞれが実質負担した額で按分して交付するものとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、9月30日までに提出しなければならない。

- (1) 兵庫県補助金の交付申請に添付する書類一式
- (2) 兵庫県補助金の交付申請書（写し）及び交付決定通知書（写し）
- (3) 姫路市税に係る納税証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する金額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。

(決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する場合にあっては、交付する額（以下「交付決定額」という。）を決定し、姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金交付可否決定書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の計画変更又は廃止の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業変更（廃止）申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消し、姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了する見込がない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業遅延等報告書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定による報告書の提出があった場合は、前条第2項の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又

は翌会計年度の4月24日のいずれか早い日までに姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業者が前条の姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業遅延等報告書を提出し、市長が事業実績報告書の提出期限の変更を承認した場合は、この限りでない。

- (1) 兵庫県補助金の実績報告に添付する書類一式
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 兵庫県補助金の実績報告書（写し）
- (4) 兵庫県補助金の額確定通知書（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業補助金請求書（様式第9号）を前条の規定による通知書の受理後7日以内に市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出後、補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 当該年度内（出納整理期間を含む。）に経済産業省補助金及び兵庫県補助金の交付を受けなかった場合（経済産業省補助金及び兵庫県補助金の交付について、

国及び兵庫県に繰越承認申請を行い、その承認を得た場合を除く。)

(5) その他この要綱に違反した場合

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業完了後の監査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助事業者は、取得財産を財産処分制限期間が経過する前に処分をしようとするときは、あらかじめ姫路市燃料電池自動車用水素ステーション整備事業財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分の時から財産処分制限期間が経過するまでの間に対応する金額として次の式により計算した金額を原則として返還させるとともに、さらに、処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、補助事業が完了した日から処分した日までの日数

(帳簿の保存義務)

第17条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(維持管理に要する経費)

第18条 この要綱による補助金の交付を受けて整備し、又は取得した水素ステーション等の維持管理に要する一切の経費は、補助事業者の負担とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月31日から施行する。